

市報第15号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月7日

横浜市長 山中竹春

財政局

専決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）			変更理由	
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前 変更後		
5.5.8	新本牧ふ頭建設工事（その28・外周護岸B-1及び本体工）請負契約	東洋・みらい・不動テトラ建設共同企業体	<u>5.3.8専決</u> 契約金額 3,242,797,800円 完成期限 令和5年12月28日 <u>4.10.14専決</u> 契約金額 3,242,797,800円 完成期限 令和5年3月31日 <u>4.9.16議決</u> 契約金額 3,234,000,000円 完成期限 令和5年3月31日	契約金額 3,248,204,300円 完成期限 令和5年12月28日	工事の着手が遅れたことにより建設資材の一部に劣化が生じ、当該建設資材の追加購入が必要となる等のため

同	新本牧ふ頭建設工事（その29・外周護岸B—2基礎及び本體工）請負契約	同	<p><u>5. 3. 8 専決</u> 契約金額 2, 893, 585, 200円 完成期限 令和 5 年12月28日</p> <p><u>4. 10. 14 専決</u> 契約金額 2, 893, 585, 200円 完成期限 令和 5 年 3 月31日</p> <p><u>4. 9. 16 議決</u> 契約金額 2, 787, 062, 197円 完成期限 令和 5 年 3 月31日</p>	<p>契約金額 2, 837, 423, 600円</p> <p>完成期限 令和 5 年12月28日</p>	<p>関連工事との施工範囲の調整により、裏込工の施工量を減らす等のため</p>
5. 5. 30	新本牧ふ頭建設工事（その36・中仕切堤築造工）請負契約	東亜・みらい・りんかい日産建設共同企業体	<p><u>5. 3. 9 専決</u> 契約金額 2, 690, 582, 400円 完成期限 令和 6 年 3 月29日</p> <p><u>4. 10. 17 専決</u> 契約金額 2, 690, 582, 400円 完成期限 令和 5 年12月28日</p> <p><u>4. 9. 16 議決</u> 契約金額 2, 690, 015, 557円 完成期限 令和 5 年12月28日</p>	<p>契約金額 2, 734, 510, 900円</p> <p>完成期限 令和 6 年 3 月29日</p>	<p>関連工事の遅れによる施工工程の見直しにより、矢板の補強工を行う等のため</p>

5. 6. 9	汐見台小学校建替工事（建築工事）請負契約	戸田・京急・土志田建設共同企業体	<u>5. 2. 22 専決</u> 契約金額 <u>2, 729, 274, 900 円</u> 完成期限 令和 5 年 6 月 30 日 <u>4. 11. 9 専決</u> 契約金額 2, 722, 739, 800 円 完成期限 令和 5 年 6 月 30 日 <u>4. 1. 31 専決</u> 契約金額 2, 583, 900, 000 円 完成期限 令和 5 年 6 月 30 日 <u>3. 12. 2 専決</u> 契約金額 2, 533, 300, 000 円 完成期限 令和 5 年 6 月 30 日 <u>3. 9. 29 議決</u> 契約金額 2, 517, 900, 000 円 完成期限 令和 5 年 6 月 30 日	契約金額 <u>2, 739, 085, 800 円</u> 完成期限 令和 5 年 6 月 30 日	工事現場における週休 2 日の取得の達成状況に応じ、当該取得に要する費用を計上するため
同	開港記念会館改修工事（建築工事）請負契約	清水建設株式会社	<u>4. 3. 30 専決</u> 契約金額 <u>573, 210, 000 円</u> 完成期限 令和 5 年 12 月 28 日 <u>3. 12. 21 議決</u> 契約金額 572, 000, 000 円 完成期限 令和 5 年 12 月 28 日	契約金額 <u>625, 240, 000 円</u> 完成期限 令和 5 年 12 月 28 日	関係機関との協議により、建物内部の工事の仕様を見直すため

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の 1 割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

（第 7 号省略）

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の

規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。